

令和7年度佐伯市民大学「令和四教堂」運営事業 補助対象団体募集要項

1 補助対象団体

○団体の要件

過半数を佐伯市内に住所を有する個人で構成する5人以上の団体(法人を除く。)であって、市長が適当と認めるもの

2 補助対象事業

本市が抱える様々な課題や社会情勢の変化に対応し、「さいき7つの創生」を推進する「さいきびと佐伯人」の育成を目的とした、佐伯市民大学「令和四教堂」の運営事業です。

○講座テーマ

「さいき7つの創生」に関連するテーマとします。

※下記の中から3つ以上のテーマを選択してください。

さいき7つの創生（第2次佐伯市総合計画から引用）

- 1 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生 [自然・生活環境]
- 2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生 [生活基盤]
- 3 健康で安心して暮らせる共生社会の創生 [保健医療福祉]
- 4 人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生 [教育文化]
- 5 地域資源をいかした産業と観光の創生 [産業振興]
- 6 人が交流し、活力あふれるまちの創生 [まちづくり]
- 7 地域が輝くまちの創生 [地域活性化]

○運営対象期間

・令和7年10月1日から令和10年3月31日まで

1年間に3回以上(令和7年度は1回以上)の講座を実施することとします。

※令和8年度以降において補助に係る予算について減額又は削減があった場合、補助を中止することがあります。

○講座実施方法

・少人数の講座(ゼミナール形式・同日に複数の講座も開催可)で行うこととしますが、必要に応じて講義形式とすることも可能です。

- ・原則として、受講者から受講料（講座1回につき500円以上）を徴収することとします。受講料は補助対象団体の収入とし、運営事業（講座実施日における人件費（1,000円/時間程度）、昼食費等含む。）に充てることとします。
- ・受講生の募集に当たっては、市内外に広報することとします。

3 補助額等

○補助対象経費

補助対象経費は、交付対象事業を実施するため直接必要な経費とします。

ただし、次に掲げる経費は対象外とします。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合等の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (5) 備品の購入及び施設等の工事に要する経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

また、佐伯市の他の補助（助成）制度との重複は不可とします。

○補助率及び補助額について

補助金の額は補助対象経費の額とし、令和7年度は60万円を上限とします。

※令和8年度以降は年間120万円を上限とする予定です。

○補助金の交付方法

原則として精算払いとします。ただし、必要と認められる場合は、運営事業完了前に概算払いとすることも可能です。

4 提出書類関係

募集要項及び提出書類は佐伯市ホームページからダウンロードできるほか、政策企画課でも配布しています。また、8月22日（金）までは書類の記入方法などの事前相談を行うことができます。

- 提出期限 令和7年8月29日（金） 必着
- 提出書類 ①佐伯市民大学「令和四教堂」運営事業計画書（様式第1号）
②構成員名簿（様式第2号）
③収支予算書（様式第3号）

※会計年度ごとに作成すること

- ・令和7年度分（令和7年10月～令和8年3月）

- ・令和8年度分（令和8年4月～令和9年3月）
- ・令和9年度分（令和9年4月～令和10年3月）

- ④暴力団関係者でない旨の宣誓書（様式第5号）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

○提出方法 メール、郵送又は直接持参

※メールの場合は PDF ファイルに変換して送付すること。

また、**メールのタイトルを「佐伯市民大学運営事業補助対象団体応募について」とすること。**

※直接持参する場合、受付時間は8時30分から17時までです。

ただし、平日の12時15分から13時まで及び日・土曜日、祝日は受付できません。

○提出先 佐伯市総合政策部 政策企画課（佐伯市役所本庁舎5階[㊟]）

メールアドレス：sseisaku【@】city.saiki.lg.jp

※【@】を@にしてください。

5 補助対象団体の決定について

書類審査、公開プレゼンテーションを経て決定します。

6 募集スケジュール

別紙のとおり

7 お問合わせ先

佐伯市総合政策部 政策企画課（電話 0972-22-4104）